



令和元年東日本台風(台風第19号)時の川崎市内の様子

覚えていますか？
あの日の川崎市…

一緒に考えましょう あなたの避難支援プラン



■「高齢者災害時個別避難計画」とは

災害時にお一人での判断や移動が難しい高齢者の方について、あらかじめ、避難先や避難方法、避難支援をしてくれるご家族や友人、知人、介護保険サービス事業所などを決めておく計画です。

避難支援をしてくれる方などこの計画を共有し、災害に備えることで、避難をする際に、支援を受けることができる可能性を高めることを目的としています。

■ 誰が対象になるのか



原則として、計画作成に同意した65歳以上の要介護3～5の方が対象です。

このうち、令和7年度までは、台風などにより、河川の氾濫やがけ崩れなどの危険が想定される場所に居住していて、

かつ、次のいずれかに該当する方について、計画作成の支援を優先して進めます。

- ① ひとり暮らしや高齢者世帯等 ② 寝たきり ③ 特別な医療を受けている

■ 誰が個別避難計画を作るのか



防災では、一人ひとりが自ら取り組むことが大切なので、ご本人が主体的に計画作成を行うことが必要です。

計画作成の支援は、**市の依頼を受けた**ケアマネジャーなどが、ご本人やご家族の意向などを踏まえながら行います。

※ 災害時に避難支援を行うことができなかった場合や、計画に沿って避難を行った結果、ご本人などに被害が生じた場合に、**ケアマネジャーなどに対して、法的な責任や義務を負わせるものではありません。**



よくあるご質問



Q1. 個人情報がどのように取り扱われるか不安です。

A. 個人情報同意した内容を超えて共有されることはありません。

※ 作成した個別避難計画の情報については、避難支援をしてくれる方などに対して、災害対策基本法において守秘義務が課せられています。

Q2. 個別避難計画を作成すると、災害時に必ず助けてくれるのでしょうか。

A. 避難支援をしてくれる方の安全が前提となりますので、避難支援が必ずなされることが保証されるものではありません。

あくまでも、避難支援をしてくれる方と計画を共有して災害に備えることで、避難する際に、支援を受けることができる可能性を高めることを目的とした計画です。

Q3. おもて面の対象者以外は、計画作成を支援してもらえないのでしょうか。

A. 計画作成支援の対象者は、おもて面に記載のとおりです。

Q4. 個別避難計画を作成した後、どのように災害に備えればよいのでしょうか。

A. 避難の実効性を高めるために、災害が発生したときのことを想定して、計画に沿って避難訓練などを行うことで、気を付けるべき点を確認いただくことや、避難先の雰囲気慣れていただくことなどが考えられます。

Q5. 計画の作成を支援してもらう際に、費用はかかるのでしょうか。

A. 費用はかかりません。ただし、避難する際に、介護保険サービス事業所などを利用する場合は、別途費用がかかります。

問い合わせ先

個別避難計画作成支援相談に係るコールセンター
☎0120-520-290

受付時間：9時～17時 月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

